

# 令和5年6月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年6月23日(金)

午前10時30分

場 所：波佐見町総合文化会館  
1階「小ホール」

## 1. 出席委員

1番 小佐々 和明	2番 野川 政春	
4番 山口 栄子	5番 田崎 博	6番 西 秀敏
7番 吉田 正信	8番 松添 信子	9番 柿川 徹
10番 松下 英二	13番 松田 智敏	14番 川島 博昭

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

9番 柿川 徹 10番 松下 英二

### 第2 提出議案

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第15号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について

「異議なし」により可決承認

### 第3 報告事項

報告第4号 解約通知書について

報告第5号 農地改良等届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和5年6月23日(金) 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和5年6月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日は、現委員の任期中、最後の総会になりますので、町長に出席いただいています。  
町長からご挨拶をお願いします。
- 町長 <町長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。  
ここで町長はこの後、他の公務のため退席いたします。  
  
(町長退席)
- 滝川係長 それでは、続きまして、川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
**「9番 柿川委員」「10番 松下委員」**をお願いします。
- それでは議事日程第2「提出議案」の審議に入ります。  
**議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」**を議題とします。  
。申請番号1番から3番は関連していますので、一括して事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第12号の申請番号1番から3番を朗読し説明する。)  
申請番号1の申請ですが、借人は、農業経験はありませんが、サカキの栽培をするために独学で勉強し、昨年からサカキに適した農地を探していたところ、貸人と思惑が一致され、今回の使用貸借の申請がされたものであります。

なお、申請された農地については、周囲に被害が生じないようにするため草刈等の作業を行い、地域活動に協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

川島会長

ここで私から補足説明を行います。

先ほど事務局から説明があつたとおり、問題は無いものと判断します。

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませぬか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番から3番は許可することにご異議ございませぬか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第12号の申請番号1番から3番は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第13号の申請番号1番について朗読し説明する。)

1番の申請は、県が実施する県道佐世保嬉野線の歩道整備事業に伴って、譲受人の土地が買収され狭くなるため、近隣の農地を造成し、倉庫及び駐車場用地として転用する計画となっています。

今回の申請農地の種別ですが、圃場整備等もなく、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.71m実施するということですが、擁壁を設けて土砂流出などの対策を行うとあります。雨水排水に関しては、農業用の水路に放流するということですが、水路の管理者に放流の承諾を得ています。また、建物の高さについては、5.65m程度に加減し、農地に接する面は低くなるように屋根に傾斜をつける計画であり、建物と隣接農地は5mの間隔を空けることから、周囲の農地に日照、通風等の影響もないと思われます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは、5番 田崎委員補足説明をお願いします。

田崎委員 はい、5番 田崎です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長 それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号1番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、**議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長 (別紙資料 議案第13号の申請番号2番について朗読し説明する。)

2番の申請は、譲受人の新工場建築に伴い、進入路と駐車場用地が必要であるため、今回転用申請をされています。

申請地は、圃場整備等もなく、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となっています。

申請地の被害防除計画ですが、盛土を最高1.2m行われますが土留め工事を行い、雨水についても敷地内に新設する側溝及び集水柵を設置し隣接する河川へ放流するとあり、土砂流出の恐れもないものと思われます。また、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、建物も6.1m程度に加減することから、周辺農地に影響はないものと思われます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと思っております。ご審議方よろしくお願いします。

川島会長 それでは、6番 西委員補足説明をお願いします。

西委員 はい、6番 西です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号2番は許可相当として進達することにいたします。

                                  続きまして、**議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番**を議題とします。

                                  事務局から説明をお願いします。

滝川係長                    (別紙資料 議案第13号の申請番号3番について朗読し説明する。)

                                  3番の申請は、生計維持のため長屋住宅(アパート)を1棟建築し賃貸する計画となっています。

                                  今回の申請農地の種別ですが、農地に接する道路に、水管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に病院及び保育所の二つの公益的施設があることから、第3種農地と判断され原則転用許可ができる農地となります。

                                  次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.44m実施するということですが、周囲にフェンスを設けて土砂流出などの対策を行うとあります。雨水排水に関しては、溜桝と道路側溝を新設し、既設の道路側溝に放流するようになっており、汚水と生活雑排水は公共下水道に接続することから農業用の水路には支障がありません。また、建物の高さについては、7.592m程度に加減することで、周辺農地に被害を及ぼす恐れはないように計画されています。

                                  以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長                    それでは、7番 吉田委員補足説明をお願いします。

吉田委員                    はい、7番 吉田です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお諮りします。議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第13号の申請番号3番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第15号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

（別紙資料 議案第14号について読み上げて説明する。）

今回提出した利用集積計画は、〇〇郷〇〇他合計10筆で面積は、合計11,064㎡となります。

利用権設定をするものは〇〇郷〇〇さん他3名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年8月10日からで、10年間の令和15年8月9日までが2筆、5年間の令和10年8月9日までが3筆、3年4ヶ月間の令和8年12月9日までが3筆、2年4ヶ月間の令和7年12月9日までが2筆となっています。

（別紙資料 議案第15号について説明する。）

集積計画に対しての促進計画となりますが、土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計10筆で面積は合計11,064㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 〇〇郷〇〇さん他2名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年8月10日からで、10年間の令和15年8月9日までが1筆、5年間の令和10年8月9日までが3筆、2年5ヶ月間の令和7年12月9日までが10筆、2年4ヶ月間の令和7年11月9日までが3筆、3年4ヶ月間の令和8年12月9日までが3筆、2年4ヶ月間の令和7年12月9日までが2筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

（意見なし）

川島会長

それではお諮りいたします。議案第14号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第15号「農用地利用集積

等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について」承認することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

異議なしということで、議案第14号及び、議案第15号については、承認することと致します。

続きまして、議事日程第3「報告事項」に入ります。**報告事項第4号「解約通知書について」及び、報告第5号「農地改良届出について」、事務局からの説明をお願いします。**

滝川係長

（別紙資料 報告第4号及び、報告第5号を朗読し報告する。）

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3「報告事項」を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会6月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。